



® 平成 29 年 8 月 1 日 (火)

No. 14498 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

● 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

☆特許事務所紹介 (暑中見舞い) …………… (14)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

審決取消請求事件

(眼科用清涼組成物－用語「平均分子量」の明確性) [上] (全2回)

－平成28年(行ケ)第10005号、平成29年1月18日判決言渡－

事案の概要

本件は、特許第5403850号に対する無効審判請求(無効2015-800023号)を不成立とした審決の取消訴訟である。主たる争点は、①用語「平均分子量」の明確性についての判断の当否、及び②甲1発明に基づく新規性及び進歩性の判断の当否である。

判示事項

1 取消事由1(「平均分子量」についての記載不備に関する判断の誤り)について



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー

電話: 03-5715-8651(代) FAX: 03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所長 弁理士 金 井 建 後藤 藤 男 水本 中 義 畑 本 幹 亀 中 孝 岩 岡 幹 井 上 品 松 原 慎 原 大 尋 日方 亮 浅村 昌 和 田 弘	会長 弁理士 浅池 村 皓 望 田 弘 大 月 次 浅 塚 貴 橋 本 郎 田 統 誠 中 山 登 渡 部 恵 岡 野 男 幸 裕 博 良 一 理 裕 裕 光	副所長 弁理士 浅山 昌 平 江 啓 白 江 克 下 村 克 弓 村 麻 北 川 育 亀 山 夏 坂 倉 由 伊 藤 淳 福 井 淳	山井 金 山 井 金 新 新高 高 高 篠 水 篠 水 田 水 田 林 田 林 和 林 和 田 和 田 研 田 研 史
--	---	--	---

浅村法律事務所 電話: 03-5715-8640(代) FAX: 03-3540-1997 E-mail: law@asamura.jp

1.1 本件明細書における「平均分子量」の意義

前提となる事実には証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

ア 「平均分子量」という概念は、一義的なものではなく、測定方法の違い等によって、「重量平均分子量」、「数平均分子量」、「粘度平均分子量」等にそれぞれ区分される。そのため、同一の高分子化合物であっても、「重量平均分子量」、「数平均分子量」、「粘度平均分子量」等の各数値は、必ずしも一致せず、それぞれ異なるものとなり得る。

イ 本件特許請求の範囲及び本件明細書には、単に「平均分子量」と記載されるにとどまり、上記にいう「平均分子量」が「重量平均分子量」、「数平均分子量」、「粘度平均分子量」等のいずれに該当するかを明らかにする記載は存在しない。

もっとも、本件明細書に記載されたコンドロイチン硫酸以外の高分子化合物については、例えば、ヒドロキシエチルセルロース ([0016])、メチルセルロース ([0017])、ポリビニルピロリドン ([0018]) 及びポリビニルアルコール ([0020]) の平均分子量として記載されている各社の各製品の各数値は、重量平均分子量の各数値が記載されているものであり、この重量平均分子量の各数値は公知であったから、当業者は、これらの高分子化合物の平均分子量は、重量平均分子量を意味するものと解するものと推認される。

ウ 次に掲げる事実によれば、高分子化合物の「平均分子量」は、本件出願日当時には、一般に「重量平均分子量」によって明記されていたことが認められる。

(ア) 特開平10-139666号公報には、ポリビニルピロリドン (ポビドン) の「平均分子量」が「重量平均分子量」によって明記されている。

(イ) ~ (コ) (省略)

エ 次に掲げる事実によれば、マルハ株式会社から販売されていたコンドロイチン硫酸ナトリウムの「重量平均分子量」は、本件出願日当時、2万ないし2.5万程度のものではあったことが認められる。

(ア) 特開2004-196695号公報 (摘示事項省略)

(イ) 特開2004-263109号公報 (摘示事項省略)

オ マルハ株式会社は、平成15年ないし平成16年頃、コンドロイチン硫酸ナトリウム (Lot. PUC-822、829、844、845、849、850及び855) の平均分子量につき、全て「粘度平均分子量」で測定してこれを販売しており、それ以外の測定方法によって算出したものは存在しない。また、上記の各製品の「粘度平均分子量」は6千ないし1万程度のものではあったことが認められる。

カ マルハ株式会社は、過去において、ユーザーからコンドロイチン硫酸ナトリウムの平均分子量について問合せがあった場合には、粘度平均分子量の数値を提供していたものであり、ユーザーには当業者が含まれると推認されるから、本件出願日当時、マルハ株式会社のコンドロイチン硫酸ナトリウムの平均分子量として、同社のユーザーである当業者に公然に知られた数値は、粘度平均分子量の数値であったと認められる。

キ マルハ株式会社と生化学工業株式会社の2社は、本件出願日当時、コンドロイチン硫酸又はその塩の製造販売を市場において独占していた。

1.2 明確性違反について

本件特許請求の範囲にいう「平均分子量が0.5万~4万のコンドロイチン硫酸或いはその塩」にいう平均分子量が、本件出願日当時、「重量平均分子量」、「粘度平均分子量」等のいずれを示すものであるかについては、本件明細書において、これを明らかにする記載は存在しない。もっとも、このような場合であっても、本件明細書におけるコンドロイチン硫酸あるいはその塩及びその他の高分子化合物に関する記載を合理的に解釈し、当業者の技術常識も参酌して、その平均分子量が何であるかを合理的に推認することができるときには、そのように解釈すべきである。しかし、本件にお